

商品概要説明書

当座貯金

(令和4年11月29日現在)

商 品 名	◇ 当座貯金
ご利用いただける方	◇ 個人および法人（団体を含む。）
期 間	◇ 期間の定めはありません。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	◇ 随時預け入れできます。 ◇ 1 円以上 ◇ 1 円単位
払戻方法	◇ 小切手・手形により随時払い戻しできます。
利 息	◇ 無利息となります。
手 数 料	◇ 小切手・手形用紙代金は店頭に備え置く手数料等一覧に記載します。
付加できる特約事項	◇ 別途審査により貸越を利用できます。 ◇ 個人のお客さまは通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてＪＡバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
貯金保険制度 (公的制度)	◇ 貯金保険制度により全額保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	◇ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、ＪＡ本支店（所）までお申し出ください。ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話番号：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 ◇ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、広島弁護士会（電話：０８２－２２５－１６００）を利用できます。 ご利用に当たっては、直接弁護士会へお申立ていただくか、上記ＪＡバンク相談所にお申し出ください。 ※各連絡先は最下部に掲載しております。
その他参考となる 事項	◇ 口座開設にあたり所定の審査が必要となります。 ◇ この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約出来ます。ただし、ＪＡに対する解約の通知は書面によるものとします。 ◇ この取引が終了した場合には、その終了前に振出された約束手形、小切手または引受けられた為替手形であっても、ＪＡはその支払義務を負いません。 ◇ 前項の場合には、未使用の手形用紙、小切手用紙は直ちに当店へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。 ◇ 呈示された手形、小切手は、呈示日の 14 時までには当座勘定に受け入れたまたは振込みされた資金により支払います。ただし 14 時以降に入金した資金であっても、組合が認めた場合には支払いに充当することができるものとし、この取扱いによって生じた損害については、組合は責任を負いません。

● J Aバンク広島の各担当部署の連絡先

J A名	部署名	電話番号
広島市	金融事業部 金融推進課	082-831-5919
ひろしま	信用推進部 信用推進課	082-422-2173
広島ゆたか	信用部 金融課	0823-66-3710
尾道市	金融共済部 金融課	0848-23-3323
福山市	金融共済部 貯金課	084-924-2212
広島信連	J Aバンク指導部 事務指導課	082-240-0257

● 弁護士会仲裁センター

弁護士会名	電話番号
広島弁護士会	082-225-1600